

第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)に係る意見等とそれらに対する考え方

資料2

※計画案に青字で修正

No.	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する考え方
		ページ	項目	
1	「住み慣れた地域」という表現が、1ページに2カ所出てきますが、総合振興計画の審議の中で、1ターンなどで南丹市に住まわれる方にはなじまないのではないかと、との議論になり、総合振興計画では、「誰もが安心して生活できる地域」という表現に統一しました。このことも踏まえ、「住み慣れた地域」といった表現を「誰もが安心して生活できる地域」に変えられるべきと考えますが、いかがでしょうか。	1	1. 計画策定の背景と目的	地域福祉とは、高齢や障害、一人暮らしなど地域で暮らし続けることを困難にする様々な要因があっても、地域の中で暮らし続けたいと願う方が安心して住み続けられるよう、支え合いの体制や環境等を整えていこうとする取り組みですので、本計画では「住み慣れた地域」としていましたが、表現を変更します。
2	美山地域における高齢化率は45%を超え、限界集落が57集落中21集落となり高齢化が進むことで益々独居や高齢者世帯や限界集落も増えることが考えられる中で、このままでは、地域社会が成り立たなくなり、高齢者の誰もが将来に不安を抱えている。平屋地区地域福祉推進協議会が実施した「高齢者の困りごと調査」でも、高齢に伴い家の管理ができなくなる(95%)老後、これからのこと(58%)、雪かき(41%)、病気やケガ(40%)などの暮らしに関する困りごと、また社会保障に関しての困りごとは年金が少ない(31%)、税金が高い(20%)など高齢者が抱えている課題は非常に多い。このような中で「地域共生社会」を目指し、人と人の繋がりを大切にして、お互いが助けたり助けられたりできる町づくりを推進するためには、より身近なところで「福祉サービス」を提供することが求められると思う。そのためにも、旧町ごとの市の支所や社協の事務所を継続して行くことが必要で、そのことを計画の中に明記すべきではないか。	1-2	市役所支所や社協の事務所の存続	市の支所や社協の事務所の存廃については、地域福祉分野のみで判断できるものではありませんので、本計画に記載することは適切でないと判断します。
3	「必要に応じて」というのは、誰が判断するのですか。	3	(2) 計画の期間	地域福祉計画の推進を図るため、南丹市地域福祉計画推進委員会を設置しており、本委員会において、計画の進捗状況の把握、計画推進のための方策の検討、計画見直し等に関することを所管しておりますので、見直しの必要性についても本委員会でご意見をいただき、市及び社協で判断します。
4	全体のうち、どの部分が「地域福祉計画」で、どの部分が「地域福祉活動計画」ですか。	3		第3期計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に作成しておりますので、明確にどの部分がという分け方はできません。「地域福祉計画」は方向性や指針を示す計画で、「地域福祉活動計画」は行動計画として住民や事業者、社協、市などの役割などを具体的に示す計画ですので、両方が盛り込まれています。

No.	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する考え方
		ページ	項目	
5	地図中の施設名が間違っています。 旧平家小学校→旧平屋小学校 旧鶴ヶ丘小学校→旧鶴ヶ岡小学校	40	地図中の施設名	修正します。
6	地図中のサロン名が間違っています。 平家ふれあいサロン→平屋ふれあいサロン	41	地図中のサロン名	修正します。
7	この計画の目玉は、4段階の圏域を設定しての「地域福祉」「市民福祉」だと思います。そのことを否定はしませんが、特に旧小学校域に見合う地区圏域は必要ないです。旧町圏域で十分です。縦の関係はできるだけつらない方がいい。4階層は多すぎます。	45	2. 地域福祉を推進する圏域について	身近な地域課題への対応は行政区圏域で取り組むことが基本となりますが、人口減少、少子高齢化、担い手不足といった状況が出てきており、行政区のみでの対応が難しい地域もあります。旧小学校域に限定するものではありませんが、地域の実情に合った具体的な対応を行っていくためには、行政区圏域より広く町圏域より身近な地域での取り組みが必要であると考えています。 また、移動支援など課題によっては単独の行政区ではなく地区圏域で検討していくことが必要なものもあると考えます。各行政区に共通する課題を地区圏域で集約的に取り組むことで、行政区の負担を軽減していくことも重要と考えます。
8	地域のつながり・支え合いの重要性はよくわかりますが、これらはもともとこの地域(美山・平屋)に根付いていたことと思います。それが薄れつつあることも事実ですが、その原因がどこにあるのかをしっかりと見きわめなければなりません。単に住民の意識の問題にしてしまえば、何の問題解決にもならないのではないかと思います。	51	基本目標1	かつて普通に行われていた「支え合い・助け合い」ですが、人口減少や少子高齢化などにより、地域を担う人材の減少や住民同士の関係が希薄化する中で、「他人に迷惑や負担をかけてはいけない」から助けを求めることを遠慮したり、「プライバシーにむやみに踏み込んではいけない」から支援を申し出ることをためらうという状況があると考えられます。 このような中で、地域住民が助け合いながら安心して暮らせる地域をつくりだしていくには、住民意識の変革だけでなく体制づくり・仕組みづくりが必要と考えます。本計画では、この両方を内容に含めています。
9	民生委員の役割は重要だと思います。そのために、民生委員が担当地域に密着型できる体制を作って頂きたいと思えます。活動のための研修は大切ですが、担当地域を越えたボランティア活動や(そういうことはないとは思いますが)各種事業の動員部隊となることのないよう、お願いします。	51	民生委員の役割について	近年、核家族化から単身化へと、ますます社会的孤立に陥りやすい状況が進んでおり、地域福祉における民生児童委員の役割は重要になっています。民生児童委員は地域における身近な相談役、行政や相談機関等とのパイプ役を基本とし、地域に密着した活動を主体に行っていただきたいと考えています。

No.	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する考え方
		ページ	項目	
10	「見守り会議」って、構成は誰ですか。	52	見守り活動の充実	さまざまな圏域での見守り会議が想定されますが、行政区圏域や地区圏域など身近なところでの会議では、47ページの図の「見守りネットワーク」にあげている方・団体等が構成員として想定されます。
11	自宅から出られない人(いわゆる「引きこもり」)に対する取り組みや役割を明記してください。 府は先月、引きこもりに関する実態調査結果を発表しました(11月30日付け京都新聞朝刊掲載)。府内で1,134人だったそうです。府の方は「対策を進める」と言われていますが、南丹市はどんな結果で、今後対策をとって行かれるのでしょうか。	52	見守り活動の充実	本計画の「見守り活動の充実」では、ひきこもり状態にある方やその家族も含めて支援の対象と考え記載しています。 なお、京都府が実施した「ひきこもり実態調査」の中で、南丹市域では34名のひきこもり状態の方が把握されていることが分かりました。調査結果をふまえ、より詳しい実態調査がまずは必要であり、そのために訪問活動等のアウトリーチを進めていくことも必要であると考えます。また、社会参加の場づくりや就労準備支援等へのつなぎなどを進めていく必要があると考えています。
12	サロン活動が地域によって形態が全く違う。(高齢者〈男性を含む〉の交流の場となっている所から旧婦人会の活動をそのままサロン活動へと変更したところまで幅広い。)「無理なく継続的に取り組める工夫」の為には、例えば市や社協から他地区、他市町村の参考事例をもっと広く発信していく必要があるのではないかと。(市内4町のサロン役員による交流会、市民向けの発表会等) また、美山町上平屋区では、公民館のバリアフリー化を機会にサロン役員も奮起して大勢の方が参加される雰囲気が出てきたとのこと。こういった具体的な事例も取り上げられているとわかりやすくなると思います。	54-55	①-2 居場所・交流づくりの推進	ご意見にありますとおり、それぞれの地域で色々な形態の居場所や交流の場がつけられ、活動を継続するためのヒントとして、具体的な事例を示したり交流の場をつくっていくことは市や社協の役割であると考えています。 本計画内では紙面の関係上、掲載しておりませんが、取り組みの中で実施していくこととします。
13	外出支援サービス事業について、以前から対象枠の拡大が課題となっているが、いまだ改正されない ①入院・退院時における送迎を可能にすべきである ②通院の解釈を柔軟にする ③認知症対応型のグループホーム利用者の対応 第3期計画に枠の拡大を反映すべきである。	58	外出支援サービスの枠の拡大	市の役割の中で明記している「既存の公的サービスについて、地域のニーズに応じた見直しを行います。」という中で検討していきます。

No.	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する考え方
		ページ	項目	
14	要配慮者の個別計画の作成が進んでいない。この完成を明記してください。	61	②-3 地域防災力の強化中、市の役割の2つめ	個別計画の作成は、地域の協力と合意があつて進められるものですので、本計画の「地域防災力の強化」の各役割を実践する中で進めていきたいと考えています。市の役割として、「地域において災害時要配慮者の個別計画の作成に取り組まれるよう働きかけます。」を追加します。
15	支援台帳は手上げ方式のため、要配慮者であるのに台帳にない人をどうするのか。要配慮者である以上、そのリストは作成されるべき、地域でも保有されるべきです。防災というのは命にも関わることであり、個人情報守秘に優先するはずで	61	②-3 地域防災力の強化中、市の役割の2つめ	災害時要配慮者支援台帳の整備については、京都府の「災害時要配慮者支援指針」に基づき、市が把握する対象者を災害時要配慮者名簿として作成し、平常時には、本人の同意があつた方（要配慮者支援台帳への登録申請）についてのみ関係機関等への情報提供を行っています。しかし、発災時やその恐れがある時には同意がなくても名簿提供をすることができることとなっておりますので、状況に応じ対応していきます。
16	「組織の立ち上げ」や「活動計画の策定」をうたっておられる。美山町平屋地区の組織を意識しておられるのかも知れないが、そもそも地区圏域での組織が必要不可欠なのか。そうではないと思います。委員の方々は真剣にもっともっと議論してほしいです。特に地域の役員である委員には、自分の地区で必要か、また組織ができるか、我が身になって考えてほしいです。これは「絵に描いたモチ」になりそうです。新たな組織や役員をつくらされる市民は、市に押しつけられることに辟易としています。形だけつくってもダメです。”仏をつくっただけで魂入らず”既存の民生児童委員やふれあい委員などの集まりで足りると思います。それと、地域の組織をつくらうとすれば、動かそうとするなら、地縁団体（園部町なら区）の一部として位置付けしなければだめです。区長をトップとして。	64	①-1 地域福祉を推進する住民主体の組織づくり中、主な取り組み	本計画で提唱する「地区圏域での組織」については、市や社協から押しつけてつくっていただくものではありません。地域課題に対し、行政区で対応できるところは行政区で対応し、行政区では対応が困難な地域では、地区圏域での対応を検討することが必要と考えています。行政区組織は1年任期のことが多く、継続的な地域福祉活動を行うことが困難な場合もあります。そうした面からも、地区圏域の組織を継続的に活動できるメンバーで考えていくことも必要と考えます。市や社協においては、課題解決に取り組む地域を支援していきます。また、平成25年度より社会福祉協議会のモデル事業により、各地で行政区を超えた団体の立ち上げと事業の実施がされていますので、これから検討しようと思われる地域の参考となるよう、計画を推進する中で具体的な例を紹介していきます。
17	市が市民(住民)に委嘱し、旧町ごと3障害ごとに置いている障害者相談員について記述してください。	81	①-2 子ども・子育て、高齢者、障がい者分野の相談機能の強化	障がい者分野の相談体制については、市の役割の中で「市設置の各分野における相談機能の充実・強化を図ります。」と記載しており、詳細については、各分野ごとに策定されている個別計画に委ねます。

No.	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する考え方
		ページ	項目	
18	障害者の就労について記述してください。特に企業への一般就労について、そして、障害者雇用促進法の対象となり一定率以上の雇用を義務づけられている企業の雇用促進のためにアプローチすることに取り組んでください。また「事業所の役割」として、雇用率の達成に努める」ことを明記してください。	該当箇所不明		障がい者の就労対策については、地域で暮らしていくために必要な視点であると考えており、具体的な取り組みについては障がい者分野の計画の中で位置づけます。
19	市は、昨年度から市民後見人養成講座を行い、成年後見活動をしようとする市民人材を養成しました。この市民人材についての記述をすること、「早期の活動をめざす」ことを明記してください。	84	①-4 権利擁護機能の強化	市において平成28年度・29年度の2年間で市民後見人養成講座を行いました。これらの人材を活用することも含め、市の役割として「市民が成年後見制度を利用しやすい体制の構築に努めます。」と表現しています。
20	P85に「コラム」として「審議会を設置する必要がある」や「権利擁護支援(成年後見)センターの設立が望まれる」と他人事のように言われていますが、こんなことをコラムに書くのはおかしいです。はっきりと「主な取り組み」や「社協・市の役割」に明記をして取り組んでください。	84	①-4 権利擁護機能の強化	コラムには全国的な動きを記載していますので、そのことが分かるような記載に変更します。 また、南丹市での取り組みについては、市の役割の中で「成年後見制度利用促進基本計画市町村計画を策定します。」と記載しています。
21	「地域住民自らが実行できる計画」とか「住民自らがどのような取り組みができるのか」など「住民主体」を促す記述がめだつが、そのためには、行政や社協がどのような支援をしているのか具体的に明記すべきではないか。	51-85	各施策における行政や社協の役割について	住民自らが活動されることに対し、市や社協は支援することとしています。住民からの相談に応じ、一緒に考えながら必要な支援を行っていきたいと考えています。
22	身近な地域で取り組む地域福祉活動の中で(1)ふれあい委員のサポート力強化(2)見守りネットワークの確立(3)サロン活動の多様化による地域づくり(4)地域に生きる地域懇談会(5)地域生活圏における地域福祉の活動基盤づくりなど掲げているが、なかなか思うようには進まないのが現実であり、新しい総合事業の関係も含めて具体的にどのように支援をしていくのか目標とするところや到達点を明記すべきではないか。	51-85	各施策における目標や到達点について	目標・到達点として目指すべき地域像をP47～48に示しています。
23	このページに3カ所ある「プロジェクトを立ち上げ(設置)」というのは文章としておかしい。「プロジェクトチーム」でしょうか。	87	②-2 支援のための調整会議の設置	「プロジェクトの立ち上げ」には、プロジェクトを遂行する組織の立ち上げも含まれますので、本計画では「プロジェクトの立ち上げ」と統一して表現いたします。

No.	ご意見	指摘箇所		ご意見に対する考え方
		ページ	項目	
24	評価指標について。なぜこの4項目だけの目標値なのか。項目の内容も、評価検証ができ得るものではないです。評価検証は数字だけでもないはずです。	88	第5章 計画の推進体制	評価指標にあげている「地域福祉推進組織数」や「地域福祉、生活支援拠点の整備数」については、その数のみが重要なのではなく、取り組まれるプロセスが重要であると考えています。 毎年の進捗管理において、どのように取り組まれてきているかを質的、量的の両面から具体的に検証していくこととしています。
25	「地域福祉推進組織数」として、現状6、5年後14とされているが、総合振興計画では、「地域福祉推進組織数」として、現状1、5年後5、10年後10となっています。 電話での確認で、「地区福祉活動計画策定数」が総合振興計画「地域福祉推進組織数」にあたることですが、同じ指標名で目標値が違うということは避けるべきではないでしょうか。 例えば、地域福祉計画で 「地区福祉活動計画策定数」→「地域福祉推進組織数」 「地域福祉推進組織数」→「地域福祉推進組織に準ずる組織数」や「地域福祉推進組織候補組織数」などにしてはどうでしょうか。	88	評価指標	ご指摘のとおり、同じ名称の指標が2つの計画で示すものが異なると混乱を生ずる恐れがありますので、地域福祉計画の指標を下記のとおり改めます。 地域福祉推進組織数 (内、計画策定済) (内、計画未策定)
26	章の名前は「推進体制」なのに、まったく体制の記述がありませんが。評価検証を、どのような手法・体制で行ったのかを明らかにしないと。そして、その体制は市民の目を入れた真に評価検証ができるものとするものです。	88	第5章 計画の推進体制	評価・検証の体制について、追加記載します。

※以下はパブリックコメント以外の修正

27	「平成」が平成31年4月30日で終わることが決定している為、計画中の和暦・西暦の表示方法を変更する必要があるのではないか。	全体	和暦・西暦の表示方法	本年度策定済み、策定中の他の計画とも整合性を図り、平成31年4月までは、西暦と併せて和暦を()で記載します。
28	全体的に表現の統一等、校正が必要。	全体	誤記修正、表現の統一等	最終的に表現の統一をします。
29	用語解説として「ゲートキーパー」の説明が必要。	53	用語解説	コラムとして記載します。